

短期大学における感染症の健康管理について —新型インフルエンザ A (H1N1) 感染予防の取り組みから—

大野 泰子・寺田 圭吾・小川 裕美・永石 喜代子

About the health care for the infectious disease in the junior college

—Preventive action for new influenza A (H1N1)—

Yasuko OHNO, Keigo TERADA, Hiromi OGAWA and Kiyoko NAGAISHI

In late years, the mass outbreak of the “measles” patient was conveyed in the universities of Kanto area mainly, and it caused the closure of school successively. Through the spread of this measles, the preventive correspondence to infectious disease, such as antibody inspection and vaccination, came to be demanded in not only children but also university students.

New influenza A (H1N1) which occurred in Mexico in this March speeded all over the world, and WHO declared the caution as six phase of pandemic on June 12, 2009.

The virus was brought into island Japan equally in the beginning of May, and the infection opens now for eight months.

We had the report of the infecte in our college in the beginning of September and a few outbreaks were watched, but afterwards it doesn't lead to the closure of school.

In the spot of group education, the safe management and the crisis control predicting various infections is demanded today.

So, we looked back on the precaution of infectious disease in this college and considered about the making of system which corresponds to more demand for new infectious diseases. In late years, as for the outbreak of infectious disease in the school, such as revival of tuberculosis, group lunch infection by O157 and SARS of new infectious disease etc., the correspondence to the crisis control became the important matter of the school.

Keyword : new influenza A (H1N1), prevention for infection, university education

キーワード：新型インフルエンザ A/H1N1 型、感染予防、大学教育

はじめに

近年関東地域の大学を中心として「麻疹」患者の集団発生が伝えられ、休校が相次いだ。この麻疹の感染症発生は年少者のみならず、大学においても抗体検査や予防接種による感染症の予防対応が求められるようになった。

本年3月メキシコで発生した新型インフルエンザ A/H1N1 型は世界中に感染拡大し、2009年6月12日WHOはフェーズ6パンデミック期世界的な蔓延の警戒宣言を行った。島国日本にも同様に5月初旬ウィルスが持ち込まれ、8か月に渡り現在も感染が広がっている。本学においても9月に初感染者の報告があったが、単発であり休校には至らなかった。

今日さまざまな感染を予測した安全管理・危機管理が求められている。本学に於ける感染症予防対策を振り返り、さらに求められる対応から新しい感染症に備える体制作りを考察した。

1. 大学における感染症予防

1・1. 学校における感染症予防の考え方

近年結核の再流行や、O・157による給食集団感染、SARSなどの新しい感染症出現など、学校における感染症の発生は学校の危機管理対応として重要な事柄となってきている。

アジアにおいては、過去の1918年スペイン風邪や1957年アジア風邪、1968年香港風邪のように爆発的な感染と重症化し死亡率の高いインフルエンザの周期的な発生が予測され、人から人に感染する新型インフルエンザの発生は、(鳥インフルエンザ H5N1) 時間の問題であるといわれ、その対応が急がれていた。

2005年厚生労働省は「新型インフルエンザ対策行動計画」「新型インフルエンザガイドライン」を踏まえて、2008年12月対策の充実についての通知を行った。

学校における感染症の予防は、1900年学校衛生の専従として学校看護婦が学校教育の歴史に初めて登場したのは全国的な流行であったトラホームの感染予防処置であったことから、その後も学校養護婦・養護訓導・養護教諭と名称の変遷していくなかでも、職務内容の中に「疾病予防、伝染病予防」があった。

すなわち、学校という場は幼児・児童・生徒等が集団で教育・生活を共にしており、学齢期は免疫機能が未熟であることからも容易に感染症に感染し易く、健康管理上予防対策は重要である。児童生徒の教育を受ける権利が、感染症により幾日も出席停止を余儀なくされることは問題であり、さらに学校内の感染は地域社会への感染症の伝搬になることも多く、公衆衛生上からも健康管理が求められるところでもある。

学校は児童生徒が安心して学ぶことができる場所であるとともに、教育活動を展開するに値する危機のない安全な場所でなければならない。この危機とは事故や事件・災害ばかりでなく、感染症の発生も含まれ、児童生徒の命をも守る「学校危機管理」体制の確立・整備をする必要が求められている。2008年の教育審議会答申ではこれらを踏まえ、半世紀ぶりに学校保健法が改正され、2009年4月学校保健安全法が制定された。

この学校保健安全法第 19 条：感染症による出席停止措置、同第 20 条：感染症による臨時休業、学校保健安全法施行規則第においては予防すべき感染症が出席停止期間を含め、定められている。感染症発生による臨時休業措置は、設置者と管轄保健所に連絡が決められているが、大学の場合は管轄保健所への報告になる。

感染症の予防は、発生する前の予防措置と発生後の感染拡大を小規模に治め、早期に回復させることに分けられる。

表 1 学校における感染症の分類（学校保健安全法施行規則より）

第 1 種	第 2 種	第 3 種
エボラ出血熱、クリミアコ ンゴ熱、ペスト、マールブ ルク病、ラッサ熱、急性灰 白髄炎、コレラ、細菌性赤 痢、ジフテリア、パラチフ ス、痘瘡、南米出血熱、重 症急性呼吸器症候群、鳥イ ンフルエンザ(H5N1)	インフルエンザ (H5N1 を除く)、百日咳、麻疹、 流行性耳下腺炎、風疹、 水痘、咽頭結膜炎、結核	腸管出血性大腸菌感染症、 流行性角結膜炎、急性出血 性結膜炎、コレラ、細菌性 赤痢、腸チフス、パラチフ ス

発生前予防措置としては、1 正しい知識の健康教育、2 予防活動の推進、3 情報提供があり、発生後の措置としては、1 感染の早期発見、早期治療、2 学校医・保健所間の報告指導、3 家庭と地域の連携、4 出席停止・閉鎖措置があげられる。

1・2 新型インフルエンザの対応

1・2・1. 「新型インフルエンザ対策行動計画」改定 2007 年の概要

①新型インフルエンザ発生（フェーズ 4）以降に講ずる追加事項

- ・ 内閣総理大臣を本部長とした「新型インフルエンザ対策本部」「諮問委員会」設置
- ・ 発生国・地域からの国際線航空機・旅客船の運行自粛、権益体制の集約化
- ・ 濃厚接触者に対する待機の要請
- ・ 公共施設・公共交通機関における感染対策
- ・ プレパンデミックワクチン接種開始
- ・ 濃厚接触者・医療従事者に対する抗インフルエンザ薬の予防投与
- ・ 発生時の発熱相談センター設置
- ・ サーベランスの実施

②現在（フェーズ 3）発生に備えた対策の追加事項

- ・都道府県の受け入れ医療機関の整備
- ・患者発生時の消防・救急搬送体制整備
- ・耐性薬リレンザの追加備蓄
- ・マスクや手袋等医療資材の備蓄
- ・各事業所の備え準備要請

新型インフルエンザ H1N1 は、鳥インフルエンザ（H5NI）を想定して当初対応を考えられていた。新型の豚由来のインフルエンザは未知のもので、メキシコの死亡者数から、免疫のないウィルスにより多数の重傷者の感染が懸念され、フェーズ 4 の対応を想定して行われた。

WHO2008 年分類によるパンデミックフェーズ	各フェーズにおける目標	追加小項目
フェーズ 1（前パンデミック期） 人から新しい亜型のインフルエンザは検出されていないが、人へ感染する可能性を持つ型のウィルスを動物に検出	管野、国家、都道府県、市区町村のそれぞれのレベルで、パンデミック対策を強化する	
フェーズ 2（前パンデミック期） 人から新しい亜型のインフルエンザは検出されていないが、動物から人に感染するリスクが高いウィルスがある	人の感染拡大のリスクを減少させ、仮に人感染が起きたとしたら、迅速な検知、報告が行われる体制を整備する	感染が見られている地域であるか、その地域との人的交流があるか否か、まったく影響がないかに基づいて対策の細部を適宜追加する
フェーズ 3（パンデミックアラート期） 人への新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、人から人への感染は基本的ない	新型ウィルスを迅速に検査診断し、報告し、次の患者発生に備える	
フェーズ 4（パンデミックアラート期） 人から人への新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、感染集団は小さく限られている	隔離をはじめとした物理的な封じ込め対策を積極的に導入し、ワクチンの開発と接種などの、事前に計画し、準備した感染症対策実施に必要な時間的余裕を確保するために、最大限努める	
フェーズ 5（パンデミックアラート期） 人から人への新しい亜型のインフルエンザ感染が確認され、パンデミック発生のリスクが大きな、より大きな発生がみられる		
フェーズ 6（パンデミック期） パンデミックが発生し一般社会で急速に感染が拡大している	パンデミックの影響を最小限にとどめるためのあらゆる対策をとる	上記以外にパンデミックの小康状態と 2 波への対策

図 1 WHO のパンデミックの 6 段階のモデル

資料：厚生労働省 新型インフルエンザ対策行動計画

1・3．大学における学生の感染症発生

2007年から関東地域の大学生・高校生を中心に麻疹の流行があり、関西にも広がりつつある。

この感染の特徴は大学生・高校生間で流行しており、いくつかの大学では全学休校措置がとられた。三重県では2008年Y大学で同様の措置が取られた。

麻疹（はしか）は、子供だけでなく大人にも空気感染・飛沫感染・接触感染をする強力なウイルス感染症である。麻疹に罹患すれば終生免疫となるが、幼児期に麻疹ワクチンの予防接種による免疫獲得の場合は免疫効果が10年程度といわれ、免疫力の低下が原因となって感染が広がったことが判明したといわれる。諸外国ではこのことはすでに対応がなされていたが日本において感染例が少なかったことから、日本では従来1回麻疹の予防接種をすれば、一生免疫が続くと考えられていたが、この流行により2006年4月から高校生時期の追加接種に予防接種制度が改められた。

また、学外実習を必要とする教育系大学や医療系大学では感染予防として、小学校の就学時健診でチェックするように大学の健康診断でも予防接種歴を把握し、血液検査項目に麻疹の免疫値検査を追加し、免疫が低い場合予防接種を義務付けるところが増えているようである。

大学においては様々な学生の健康管理を行っているが、従来型の感染症・新型の感染症を含め健康水準を保つために、感染症予防の体制づくりが行われてきている。

今日学生の健康管理は様々な大学教育の運営に影響をもたらしており、小中高等学校の健康管理に準じ、危機管理を含め進めていくことが求められているといえる。

1・4．新型インフルエンザ A/H1N1 の対応

2009年4月24日、WHOホームページでメキシコ及び米国におけるインフルエンザ様疾患の発生状況について報告があった。

メキシコにおいては3月18日から4月23までの間で59例の死亡例を含む854例のインフルエンザ様症状がある患者が発生したと報告があった。このうち18例はカナダにおいて豚インフルエンザウィルス（H1N1亜型）と確認され、米国カリフォルニア州8例の報告とウィルスが同型であると伝えられた。動物のインフルエンザが人に伝搬し、若年健常者に感染し、離れた地域で同様の感染が広がっていることなどから、非常事態宣言を行った。

わが国では5月にアメリカに研修のため渡航していた神戸の高校生が、最初に感染と判断された。高校生らは帰国とともに厳しい検疫（H5NI 対応）をうけることとなり、旅行やビジネスによる入国者へのサーモグラフィーによる検査開始などものもしい体制で、外国から本国に入れない水際防止が行われた。

それでも5月連休後すでに多数の外国とは関係のない人々の感染拡大が続き国内感染が広がり、学校の休校や学級閉鎖措置が厳密に行われた。「せきエチケット」も健康教育され、マスクをかけた人が多数の異常現象がまた不要な心情を騒がした。

これらの新型インフルエンザ(H5N1)行動計画にのっとった対応が行われ、パンデミックの報

道に危機感を誰もがもったが、ウィルスの感染経路や性状が解明されてくるに従い、このインフルエンザ A/H1N1 は従来型のインフルエンザ同様の対応で良いことがわかり、状況に見合った対応がなされるようになった。

学校は休校措置から学年閉鎖・学級閉鎖に感染予防の対応が変わり、授業・学校行事の変更・確保に追われた。今シーズン第 49 週(11 月 30 日～12 月 6 日)現在の定点当たり週間患者数は 38.2 人(2751 人／72 定点)となっており、三重県内すべての保健所管内で国立感染症研究所が定める警報レベル(警報開始基準:30 人/定点、終息基準:10 人/定点)が継続しているため、全県的に注意が必要である。

2. 本学の感染症対策と罹患状況

2・1. 感染者の早期発見・感染症発生の注意

5 月連休前に海外での新型インフルエンザ A/H1N1 の感染が広がったことから、渡航や渡航者の接触に対する注意を掲示物で促すとともに、渡航歴の学内調査を行ったが該当者はいなかった。また健康調査をおこない体調を崩している学生もみられなかった。

21 年 5 月 16 日(土)、カナダに渡航していた神戸市内の高校生が国立感染症研究所の検査で新型インフルエンザに感染していることが確定されたことから、5 月 18 日(月)に学生に向け通知を張り出した。内容にはインフルエンザの症状や予防対策、発症時の連絡方法を記載したものである。

学生の欠席は学生便覧に規定された報告方法により、事務局教務課に電話連絡をすることで把握ができるようになっているが、合わせて 5 月から講義を担当する教員に欠席者や体調不良者の報告の協力依頼を行なった。これは現在も引き続き行なっており、幸いにも前期(9 月末まで)の新型インフルエンザ A/H1N1 感染者発生はなかった。

2・2. 管理センター内の感染予防対応

センター内感染予防の徹底を呼びかけ、保健管理センター(以下、センターと示す)では入り口に通知を張り、来室学生を外傷や体調不良者の応急処置を要する学生はセンターで、相談等を必要とする学生は隣接する学生支援センターで対応の振り分けを行った。このことによりセンター来室者数は減少に繋がった。

2・3. 手指消毒・手洗い励行予防対策

大学外からの感染源の搬入を遮断するために、大学玄関、センター入り口に手指消毒剤(速乾性擦式手指消毒剤 ウエルパス)を設置した。また、手指からの感染予防のため学内の手洗い励行を呼び掛け、トイレの手洗い石鹼を補充し、掲示を行った。

夏季休暇中の感染報告は特に見られなかった。

感染者拡大防止を目指し夏季休暇中に、手指消毒剤詰め替え用、サージカルマスク、ハンド

ソープ詰め替え用の購入を行ない、感染予防対応体制の準備を行った。

表2 保健管理センター来室者数統計

月	年 度	来室者 延べ数(人)				来室目的(人)	
		合 計	1 日平均	女 性	男 性	休養処置	その他の
4月	20年	382	20.1	319	63	91	291
	21年	305	21.7	267	38	76	229
5月	20年	568	28.4	454	114	98	470
	21年	408	21.4	357	51	84	324
6月	20年	602	28.6	508	94	147	455
	21年	226	10.2	194	32	69	157
7月	20年	574	26	452	122	121	453
	21年	208	11.6	163	45	96	112
9月	20年	254	42.3	216	38	31	223
	21年	31	5.2	24	7	3	28
10月	20年	851	40.5	742	109	124	727
	21年	367	18.4	288	79	143	224
11月	20年	690	36.3	553	137	98	592
	21年	264	13.9	182	82	119	145

※9月は24日より後期開始

2・4. 学生の罹患状況

9月25日（金）

学生Aが11時25分頃、体調不良を訴え講義途中に来室した。体温測定の結果は36.2℃であったが、少し咳が見られマスクを渡す。急に本日体調が悪くなつたことから、インフルエンザが懸念されたため、医療機関の受診を勧めた。講義後自宅近くの医療機関を受診し、「明日熱がある様であれば再度診察を」と指示を受け帰宅した。翌朝、高熱があつたため再度受診し「インフルエンザ」と診断を受けたが、新型もしくはA型等の診断ではなく、診断書には担当医師からは高熱、咳が止み2日後に再度診察を行ない許可が出次第、登校となつた。

9月28日（月）

大学へ連絡があり、学生AはインフルエンザA/H1N1罹患であることがわかつたため、濃厚接触者の健康観察を至急行つた。学生Aのクラスの講義後に問診を行ない、気分などがすぐれないと答えた学生5名に対し、センターで体温測定を行なつた。発熱している学生はいなかつたが、内1名は咳の症状があつたためマスクを渡し、医療機関への受診を勧めた。

また同日に、留学生 B が昨日から調子が悪く留学生の友達が下宿を訪問し見舞っており、本日に医療機関受診し、A型又はB型でもないがインフルエンザ感染症が強いと報告があった。この学生も留学生同士が濃厚接触していて同様の措置を行ったが、特に感染は見られなかった。

11月16日（月）

男子学生 C と D、女子学生 E の計 3 名が新型インフルエンザ感染で欠席の連絡があった。

至急、平成 21 年 9 月 1 日（火）に送られた三重県対策部「新型インフルエンザに関する対応について」による「同一集団で、7 日以内にインフルエンザ様症状による 2 名以上の欠席者（教職員を含む）が発生した場合には保健所に対して迅速に初期から情報伝達を行なうように」と記載されたものに従い、報告を行った。

その後、この週に 3 名（内男子学生名、女子学生 2 名）が発症し、次週に女子学生 1 名が発症し、現在（12 月 21 日現在）新型及び A 型インフルエンザ感染者は 12 名（表 2）となつた。

表 3 21 年度新型インフルエンザ感染者の発生状況（12 月 14 月現在）

No	学年	性別	報告日	登校開始日	人数
1	2	女性	10/15（木）	10/19（月）	3 人
2	2	女性	10/27（火）	11/4（水）	
3	1	女性	10/30（金）	11/2（月）	
4	1	男性	11/16（月）	11/19（木）	7 人
5	2	男性	11/16（月）	11/18（水）	
6	2	女性	11/16（月）	11/24（火）	
7	2	女性	11/16（月）	11/24（火）	
8	2	女性	11/16（月）	11/26（木）	
9	2	男性	11/17（火）	11/25（水）	
10	2	女性	11/24（火）	11/30（月）	
11	2	女性	12/7（月）	12/14（月）	2 人
12	1	女性	12/7（月）	12/14（月）	

3. 大学教育上の管理（他大学の感染症対策から学ぶ）

（1）近隣大学における新型インフルエンザ（H1N1）への取り組み

○ 感染症として、学内で実施している方法

1 手指消毒液または器機の設置

- ・ 主要出入り口に設置／保健室にはボトルの設置
- ・ 玄関にポンプ式消毒器の設置
- ・ トイレに石鹼常備
- ・ 薬品備品等の備蓄（マスク、手指消毒液、ガウン、ゴム手袋）

2 マスクの配布

- ・ 保健室で必要な学生のみ
- ・ 正面玄関にマスクを設置
- ・ 個人でマスクの備蓄をするよう指示し、大学生協で販売
- ・ オープンキャンパスや入試の際に希望者に配布
- ・ 備蓄のみ。配布せず
- ・ 基本的に学生個人で準備する

3 学生・教職員への啓発

- ・ 学内メール／教授会・委員会で情報提供と対応の指示／ほけんだより
- ・ 学生にチラシの配布
- ・ ポスターの掲示、HP掲載

4 病欠席者の把握

- ・ 欠席報告とセンター来室者からの把握
- ・ インフルエンザと診断されたら、必ず連絡をするよう通知済み

5 その他

- ・ オリエンテーションでのガイダンス予定
- ・ インフルエンザ対応マニュアルの作成
- ・ マスクと消毒液の使用方法の検討予定
- ・ 保護者会を利用し、大学のインフルエンザ対策の伝達
- ・ 学長及び各セクションの責任者・学科長に対し、感染症情報センターからの情報で、必要な情報をメール送信し、情報を共有する
- ・ 学生・教職員対象の健康講座で新型インフルエンザ A/H1N1 の講演実施（三重病院医師）
- ・ 学外者への体育施設等の貸し出しの制限
- ・ 既往症のある学生への個人指導・学生全体に生活習慣改善の呼びかけ

○ 準備・検討が必要だと感じていること

- ・ 学生だけでなく、教職員も含め、インフルエンザに罹患したという情報の連絡網。⇒早期発見による早期の対処をするため、新型インフルエンザ A/H1N1 だけを対象としない
- ・ 学生／教職員に感染者が発生した場合の対応について
- ・ 隔離室の確保 罹患した学生の静養部屋設置
- ・ 新型インフルエンザの疑いのある相談は電話してもらい、来所を控えてもらうことを

周知徹底する必要あり。待合室の一角を仕切って他の学生とは別に対応

- ・ 体温計・マスクの数を増やす
- ・ マスク・手指消毒薬の品切れ時の対応（業者の対応が不可能な場合）
- ・ 手指消毒薬の設置数を検討
- ・ 毎日の健康チェックの徹底
- ・ 全教員に欠席報告の周知徹底をし、報告の方法をメールで管理センターに集約し、翌日全教職員へ報告したい
- ・ 休校や大学閉鎖の基準及び対応マニュアルの作成
- ・ 各大学間の横の連携
- ・ 学生が安心して講義・実習・実験・部活を休むことができ、不利益にならない体制を大学で整備する必要あり
- ・ 自己の日頃の健康管理（睡眠・休養・栄養など）
- ・ 手洗い・うがい・咳エチケット、マスクによる予防策の徹底と教育
- ・ 学生・職員共に意識を高め、もっとリアルな危機管理教育が必要

○ A 大学による対策本部会議決定事項 9月 2 日

I. 臨時休業の基準（実習時以外）

1. 学年を基本単位として、7日以内に、A型インフルエンザ感染者が1割以上となった場合には、その学生について休業とし、自宅待機を行う
また、発症者が関係したサークル等のグループの活動を中止し、自宅待機とする
2. 休業期間は、休業措置をとった日の翌日から3日間を経過するまでとする。
なお、その間の休業者の状況を確認の上、必要であれば休業期間の延長等を行う

II. 発症者等の扱い

1. 37.5°C以上の発熱に加え、咳、のどの痛みなどの症状がある場合には、必ず受診し医師の指示を受ける
2. 感染者となった場合には、医師の許可証明書が出るまでの間を自宅待機とする

4. 入学試験におけるインフルエンザ対策

平成 22 年度大学入学者選抜に係わる新型インフルエンザ A/H1N1 対応について、本学入試委員会より方針が出され、マニュアルの作成により、健管理センターがその準備に当たった。

4・1. 入学試験対策マニュアル（入試委員会議事録より一部抜粋）

①追試験実施について

- ・ 追試験実施はセンター試験に倣い、全ての入試において 2 週間後に実施する。
- ・ 追試験の受験は、医師の診断書をもって許可する。診断書は本学への送付とし診断書内容は、新型インフルエンザと記載されていなくても、「疑いがある」場合でも許可

する。

②受験会場の衛生管理、感染防止について

- ・ 受験生と担当職員は全員マスクをする。マスクを持参していない受験生には、受付にて配布する。
- ・ 短大の玄関、会場、救護室、問診コーナーには手指消毒剤を設置する。
- ・ 受付にて受験生の健康診断を視診する。
- ・ 受験生は全員、問診票を記入する。(問診票別紙参照)
- ・ 問診票で発熱・咳きなど体調不良の申告のある受験生は2名の養護教諭、看護師による問診、健診の結果、別室受験、或いは追試験受験を準備する。
- ・ 別室受験は、別室を準備し一人あたり前後左右2メートルの間隔を確保する。
- ・ 試験会場の換気、室温に注意、試験監督は受験生の顔色、咳き、体調に留意する。
- ・ 応急処置は保健管理センター、救護室において必ず一人の救護員を配置し対応する。

③受験生等への情報提供

- ・ 受験生には受験票を返送する際に、新型インフルエンザ A/H1N1 対応の事項を折り込む。
- ・ 新型インフルエンザ対策の専用電話として、保健管理センターが対応する。
- ・ 本学の HP に、入試における新型インフルエンザ A/H1N1 対応に関する事項を記載する。

④問診票について

問診票は受験生全員記入する。受験生の混乱や受験前の不安要因とならないように、質問項目は最小限とし、項目に一つでも該当する受験生は問診コーナーにおいて健診を行う。

問診票は以下の項目とし、別書類用紙との区別ができるようにピンク用紙、B5用紙に印刷し、要観察、別室受験者を明確にした。反面、個人情報の厳守として、その対応には慎重及び迅速に行い、受験生への動搖や不安が生じないよう注意する。

受付で記入した問診票はその場で回収し、要観察者、別室受験者は問診票を持参して受験する。受験終了時に問診票は回収する。

4・2. 結果

①問診票の記入、健診は混乱もなく実施でき、問診票の回収は100%できた。

②問診表のチェックでは1項目でも「はい」に丸がついている生徒は、問診コーナーで検温とともに、詳しく質問を行った。1の該当が5名、質問2の該当が2名であった。「要観察者」としてピンクのカードを試験時間中机上に置かせ、試験官が注意を払った。また発熱のあった生徒は別室個別対応とした。

③要観察者、別室受験者は数名あったが、健診での判断、報告、誘導係、試験監督への連絡や対応などが順調に行われ、混乱はなかった。

<資料>

平成 21 年 11 月 3 日
鈴鹿短期大学

受験生の皆様へお願い

問診表

新型インフルエンザが流行しておりますので、本学では集団が集まる受験会場の健康管理に留意しております。

つきましては、健康管理の一環として下記の調査を行いますので、ご協力ください。

記入者：受験番号（ ）名前（ ）

あなたの健康に関するお尋ねします。 調査内容		どちらかに ○をつけてください	
質問 1	ご家族や同居人の誰かが、この 1 週間以内に新型インフルエンザにかかりましたか。	いいえ	はい
質問 2	この 3 日間に発熱やせきなどのかぜ症状がありましたか。	いいえ	はい
質問 3	現在「せき」や「のどの痛み」がありますか。	いいえ	はい
質問 4	現在 37 度以上の発熱があると思いますか。	いいえ	はい
質問 5	体がだるくつらいですか。	いいえ	はい

以下は記入しないで下さい。

・・・ ・・・・ ・・・・ ・・・・ ・・・・ ・・・・

体温	脈拍	その他
結果		
・様子観察	・別室受験	・追試験
教職員サイン		

5 考察と課題

- ・ 本学全員体制で、新型インフルエンザ A/H1N1 対策に取組むことが出来た。保健管理センターを中心に入試委員会、教務委員会、学生委員会の連携が重要であった。
- ・ 新型インフルエンザの早期対策の結果、校内における発生は最小限にとどまっている。ただし、欠席状況の把握や学生の行動制限には大学生であることより充分ではなかった。また、欠席理由の把握が充分ではないため、学生の欠席状況と欠席者の健康状態の把握が課題であった。
- ・ 保健管理センターの利用状況への対応は、新型インフルエンザ A/H1N1 の発生と同時に、来室学生を体調不良学生と学生相談や学生支援学生の部屋を区別をするなどの配慮を徹底したことが効果的であった。日頃より保健管理センター利用方法について感染予防の掲示や説明が重要であることが判明した。
- ・ 体調不良で欠席した学生のなかには、インフルエンザとの診断を受けていない学生がいる。その者のなかには、疑いとしての対応が必要であった。保健管理センターでは早期休養を勧め、マスクの配布や受診を勧めるなどを徹底したが、更なる指導が必要である。
- ・ 予防接種の徹底は今後の課題である。特に実習予定者には予防接種を徹底していく。

おわりに

本件のような危機管理、緊急事態に対する対応には、管理者と共に一貫した方針が重要である。迅速な対応には必要以上の不安をもたらすことなく確かな情報収集と判断が必要である。そのためには、他大学の状況から得られる情報や、医療関係者との連携及び学習会などの危機管理能力が問われる。

【参考文献】

- 1) 「新型インフルエンザに関する対応について（第 1 報～ ）」文部科学省高等教育局高等教育企画課長 2009 年
- 2) 「インフルエンザ・パンデミックに関する Q&A」国立感染症研究所 感染症情報センター
- 3) 平成 21 年度全国大学保健管理協会当会・北陸地方部会保健管理担当職員三重県地区研究会資料
- 4) 入試委員会、鈴鹿短期大学、「22 年度入試対策について」、2009 年 11 月
- 5) 西英明、厚生連三重県鈴鹿中央総合病院、講演「学校現場における最新の医療事情－新型インフルエンザ等の感染症対応について」、三重県養護教諭教育研究会、9 月
- 6) 三重県感染症情報センター、新型インフルエンザ情報
<http://www.kenkou.pref.mie.jp/>
- 7) 厚生労働省、新型インフルエンザ対策関連情報、
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekakaku-kansenshou04/index.html>

8)国立感染症情報センター

http://idsc.nih.go.jp/disease/swine_influenza/2009who/090511assess_severity.html